

公益社団法人富山県教育会助成金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人富山県教育会定款第3条及び第4条第4号に基づき、教育に関する研究助成及び教育団体研究活動助成金に関し、必要な事項を定める。

(助成対象)

第2条 この規則に基づく助成金交付対象は、教育に関する特に有意な研究をなし、本県教育の振興に寄与すると認められる個人又は団体とする。

(助成金の種類)

第3条 助成は助成金によって行い、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 教育に関する研究助成
教育に関する優れた研究者（個人又は団体）に対して行う助成
- (2) 教育団体研究活動助成
教育の充実向上を目的に、顕著な活動を推進している団体に対して行う助成

(助成金額)

第4条 助成金の金額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 教育に関する研究助成 1個人又は1団体宛 〈6万円を限度とする〉
- (2) 教育団体研究活動助成 1団体宛 〈30万円を限度とする〉

(助成申請)

第5条 助成金の助成を受けようとする個人又は団体は、次の各号に定めるものを会長に提出するものとする。

- (1) 教育に関する研究助成に応募する者
教育の振興に関する研究全般を内容とした論文及び現職教職員は所属長の教育に関する研究助成者の内申書
- (2) 教育団体研究活動助成に応募する者
教育団体研究活動助成金交付申請書及び事業計画書、収支予算書

(助成の決定)

第6条 助成の決定は、選考委員会の選考を経て、理事会が行う。

2 選考委員会は、次の各号によるものとする。

- (1) 教育に関する研究助成は、県小学校教育研究会、県中学校教育研究会、県高等学校教育研究会代表各1名をもって組織する。
- (2) 教育団体研究活動助成は、学識経験者の代表若干名をもって組織する。

(助成金交付)

第7条 助成金の交付は、会計年度毎にこれを行う。

(研究報告)

第8条 教育に関する研究助成については、研究の概要を提出しなければならない。
また、教育団体研究活動助成については、これを受けようとする者は、収支決算書及び事業報告書を会長に提出しなければならない。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、研究助成に関して必要な事項は、理事会が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
 - ・平成23年4月1日一部改正（公益社団法人富山県教育会に名称変更）